

令和3年度常総市予算編成方針

1 国の動向

「経済財政運営と改革の基本方針2020」において、「感染症拡大による我が国経済への影響は甚大であり、これまで経験したことのない、正に国難とも言うべき局面に直面した。我が国経済は、総じてみれば、極めて厳しい状況にある。」としている。また、「先行きについては、感染拡大防止策を講じつつ、社会経済活動のレベルを段階的に引き上げていく中で、各種政策の効果もあって、極めて厳しい状況から持ち直しに向かうことが期待されるが、感染リスクがゼロにならない以上、直ちに経済や社会が元の姿に戻るというわけではなく、政府として、緊急事態宣言が発出されていた本年4月・5月を底として、経済を内需主導で成長軌道に戻していくことができるよう、経済の下支えを行いながら、感染拡大防止と社会経済活動の両立を図っていく。」としている。

さらに、令和2年9月24日に内閣府が公表した月例経済報告によると「景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるが、このところ持ち直しの動きがみられる。」とし、先行きについては、「感染拡大の防止策を講じつつ、社会経済活動のレベルを引き上げていくなかで、各種政策の効果や海外経済の改善もあって、持ち直しの動きが続くことが期待される。ただし、国内外の感染症の動向や金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある。」としている。

2 本市の財政状況

(1) 歳入

消費増税に伴う税率の変更や企業業績の下降により法人市民税の大幅な減収が見込まれていたところに、新型コロナウイルス感染症の影響も加わり、市税収入はかつてなく大幅に落ち込むことが予想される。

地方交付税については、合併算定替が終了したことで、大幅な増額は期待できない状況にある。また、地方交付税の原資である国税の収入が不透明なこともあり、地方交付税だけでなく、国庫支出金の交付率低下も懸念される場所である。

このような大変厳しい状況であるものの、平成27年度において11億円を取り崩した財政調整基金については、今後の災害対応等を見据え、これ以上の取り崩しは避けなければならない。

(2) 歳 出

平成27年9月関東・東北豪雨災害時に借り入れた災害復旧事業債の償還が開始されたことに加え、高齢化の進行等により社会保障経費（扶助費、他会計繰出金）が増加傾向にあり、歳出に占める義務的経費の割合は増加している。さらに、今後は道の駅の整備が本格化するとともに既存公共施設の維持改修等に多額の経費を要するほか、「じょうそう未来創生プラン」、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」、「市長マニフェスト」に掲げた事業への対応等により、永続的に財源不足が見込まれることから、建設事業などの投資的経費や人件費の抑制、基金取り崩しによる収支均衡を図らざるを得ない状況である。

以上のような状況を踏まえ、予算編成作業を進めていくことになるが、令和2年度から令和6年度までの5年間で30億円超の財源不足を予測していたなか、新型コロナウイルス感染症の影響により、市税の収入が令和2年度中に3億円の減、令和3年度はさらに落ち込むことが予想され、職員給与をはじめとする人件費の削減を視野に入れなければならないほど、当市の財政状況は未曾有の厳しい事態に直面している。そのためにも、従来と同じような施策・事業の遂行は難しいと認識し、全ての歳出経費を「ゼロベース」から見直すとともに、限りある財源をより効果的・効率的に配分し、持続可能な財政運営を目指すことが必要である。

3 予算編成の基本方針

令和3年度予算については、要求時における財源不足額が水害後の平成28年度の40億円程になることも予想され、事業の緊急度や優先度を見極め、全ての歳出経費を「ゼロベース」から見直し、大幅な削減を行うことが必須である。そのため、下記の点に十分留意し、メリハリの効いた予算要求をすること。

なお、方針に沿わない要求があった場合は、人件費、公債費及び補助事業の扶助費に係るもの除き、一般財源ベースでのシーリングを行う予定である。

- (1) 新型コロナウイルス感染症の影響により、従来と同じような施策・事業の遂行は難しいと認識し、各課において事業の廃止も含め、事務事業を「ゼロベース」で見直し、部長と相談のうえ、令和2年度当初予算額に対して、一般財源ベースで10%の削減に取り組むこと。
- (2) 新型コロナウイルス感染症により中止・延期となった事業については、従来どおり要求するのではなく、真に必要な事業のみに絞って要求すること。

なお、3密回避のための予算を増額することは厳しい状況であるため、創意工夫により対応すること。

- (3) 市単独の扶助費及び補助金等については、近隣市の水準等も踏まえた給付水準や助成対象の見直し、事業の廃止を行うこと。
- (4) 国の補助事業により雇用した会計年度任用職員については、事業が終了している場合、継続して雇用をしないこと。また、一般財源で雇用している会計年度任用職員については、産休・育休代替等を除き、新規の雇用は認めず、既に雇用している職員についても、継続する場合は当初配置した経緯を含め、必要性を十分に検討すること。
- (5) 使用料及び手数料、財産収入、広告収入等の増収策を講じるなど、新たな歳入確保を徹底すること。
- (6) じょうそう未来創生プランに即し、令和3年度実施計画調書を反映させた予算要求とすること。なお、新規事業については、令和3年度中に実施しなければならない必要性が非常に高い事業で、実施計画調書にエントリーをし、財源のあるもののみ要求を認める方針であること。
- (7) 公共施設等総合管理計画に基づく公の施設の再編や大規模改修については、PPP・PFIの手法等により、民間のノウハウや資金を最大限に活用できるよう、関係機関と調整を図り、前例踏襲から脱却した工夫を凝らした要求とすること。
- (8) 新型コロナウイルス感染症対策や職員の働き方改革を推進するためにも、効率性や生産性を考慮して業務のIT化などの見直しを図ること。
- (9) 各部長にあつては、各課の予算要求が上記(1)から(8)に沿ったものであるか十分検証するとともに、廃止・休止・先送りを含めた事業の抜本的な見直しについて、所管部署に対して指示・管理を行うこと。なお、一般財源ベースで10%の削減ができない課がある場合は、部内で調整を図ること。
- (10) 上記のほか、別途通知する「令和3年度予算編成要領」を参照したうえで見直しを行うこと。